

臨時窓口を開設します!

~混雑を避けて住所異動手続きを~

郡山市では、引越しなどで住所異動が特に多くなる3月下旬に臨時窓口を開設します。

この時期、平日の窓口は大変混雑しますので、臨時窓口をぜひご利用ください。



実施日 3/21(祝)~31(火)

土 日 月 火 水 木 金

3月 21 春分の日	22	23	24	25	26	27
午前9時~午後5時		午前8時30分~午後7時 平日は、午後7時まで窓口の受付時間を延長します。				
28	29	30	31	4月 1	2	3
午前9時~午後5時		午前8時30分~午後7時				

場 所 郡山市役所 市民課 (西庁舎1階)

臨時窓口取扱業務 平日:午後5時15分~午後7時 土日祝:午前9時~午後5時

- 住民異動届(転入、転出、転居等)の受付
【住民異動に関連する事務】
 - ・国民健康保険、国民年金
 - ・児童手当、こども医療費助成制度
 - ・小中学校の転校手続き
- 住民票、印鑑証明書、戸籍謄抄本等の交付
- 所得・課税証明書、納税証明書の交付
(車検に係る軽自動車税納税証明書を除く。)
- 印鑑登録の受付
- 婚姻届、出生届など戸籍届の受付
(本籍、住所が他市町村の方はお預かりとなる場合があります。)

※届出の種類により受付ができない場合や再度お越しいただく場合がありますので、事前にお問合せください。

①郡山市民サービスセンター(郡山駅前 ビッグアイ6階)では、市民課が臨時窓口を開設している時間帯に限り、市民課臨時窓口と同様の取扱いができますので、こちらもお使いください。

【受付時間】午前10時~午後7時 月曜日休館

※なお、行政センター、連絡所、緑ヶ丘市民サービスセンターでは臨時窓口を開設していません。

案都 郡山 問合せ先

024-924-2131

(市民課)

<http://www.city.koriyama.fukushima.jp/>

